

Q 育児時間を毎朝 1 時間として請求できるか

A

育児時間は、労働時間の始め・終わりに取ってもよいし、また、1 度にまとめて取ってもかまいません。

通達も「育児時間を勤務時間の途中に与える定めをし、勤務時間の始めまたは終わりに請求した場合にこれを与えないことは労基法 67 条違反である」としています（昭和 33. 6. 25 基収第 4317 号）。

問題は、事業場外で取れる（例えば、託児所への送り迎え）かということについてであるが、育児時間も休憩時間の外出と同様に考えられ、承認など一定の制約は受けるが事業場外で取れるものと考えられる。